

一般社団法人三重県作業療法士会

三重県作業療法学会演題審査要領

平成27年4月10日

1 (審査員の役割の自覚)

審査員の役割は、演題の採否を判断するものであり、その責任の重大さを自覚し審査を行わなければならない。

2 (利害関係による審査の辞退)

審査員が演題応募者や当該論文等に関し個人的な利害関係を有する場合には、速やかに審査を辞退しなければならない。

3 (審査期間の遵守)

審査員はやむを得ない理由がない限り、審査期間を遵守しなければならない。

4 (審査の客観性の確保)

審査は作業療法への有益性の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない。

5 (守秘義務)

審査員は、審査を依頼された事実、また審査中の論文の全部または一部の内容を他者に漏らしてはならない。

6 (自己のための利用禁止)

審査員は、当該論文が公刊されるまで、その内容を自己のために利用してはならない。

7 (審査の基準)

当学会で発表される演題は以下の基準に沿って審査を行う。

(1) 研究の質

- ①序論：研究の背景（先行研究の成果や残されている課題）、研究の重要性や必要性が述べられているか。
- ②目的：研究で何を明らかにするのか、具体的な目的が述べられているか。
- ③方法（アプローチ）：対象と方法が具体的に述べられているか。方法は研究の目的に合致しているか。倫理手続きが述べられているか。
- ④結果（実践の意義）：データが示されているか（質的研究においてもデータの提示は必須）。統計処理の結果（危険率など）は正しく示されているか。
- ⑤考察（結論）：得られた結果が論理的に説明されているか。研究の重要性や問題点、社会に果たす貢献などが述べられているか。考察の内容は序論や目的と整合しているか。

(2) 専門的価値

- ①研究は作業療法の発展に貢献するか。研究の内容は作業療法と関連しているか。作業療法の理論をより強固にしたり、実践のレベルを高めたりするのに役立つ研究であるか。
- ②斬新さや革新性はあるか。作業療法を発展させるユニークな発想や、オリジナルな

視点はあるか。

(3) 抄録記述の質

①抄録の体裁は「研究の質」に示した項目から構造化され、序論、目的、方法（アプローチ）、結果（実践の意義）、考察（結論）が論理的に記述されているか。

②抄録は読みやすく記述されているか。文法や文体に統一性はあるか。簡潔な文章で、他者が研究の内容を理解できるよう要点が明確に記述されているか。

(4) 倫理手続き

人を対象とする研究（基礎研究を含む）において、個人情報の保護と倫理的な配慮がされているか。研究は当該機関の承認を受け、個人情報を保護し、対象者からインフォームド・コンセントを得て行われているか。

8 (採点方法)

審査員は、スコアリングシート（表1）を用いて採点する。①～⑩の審査項目それぞれに4件法で点数をつけ、その平均点を算出する。⑩が該当しない研究はその項目の点数をn/aとし、①～⑨の平均点を算出する。

9 (審査員コメント)

審査の結果、スコアリングシートの平均点が2点に満たない演題には、今後の研究や抄録の改善に役立つコメントを必ず記入する。その内容は論理的であるとともに、演題応募者が理解できる文章表現でなされなければならない。また、審査に際しては演題応募者の人格や独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述を行ってはならない。審査員コメントは匿名のまま演題応募者に通知される。なお、コメントは学会実行委員会が修正することがある。

表1 スコアリングシート

審査領域	審査項目	点 数			
(1) 研究の質	①序論	4	3	2	1
	②目的	4	3	2	1
	③方法／アプローチ	4	3	2	1
	④結果／実践の意義	4	3	2	1
	⑤考察／結論	4	3	2	1
(2) 専門的価値	⑥作業療法分野への貢献度	4	3	2	1
	⑦斬新さ、あるいは革新性	4	3	2	1
(3) 抄録記述の質	⑧記述の論理性	4	3	2	1
	⑨内容の伝わりやすさ	4	3	2	1
(4) 倫理手続き	⑩倫理審査と対象者への配慮の有無	4	3	2	1 n/a
	①～⑨または①～⑩の平均点	点			
採用基準：4点＝大変良い，3点＝良い，2点＝可，1点＝不可，n/a＝該当しない					
審査員コメント（平均点が2点に満たない場合は必ず記入）					

